**平成２６年（フ）第２３号**
高知県安芸市穴内乙2080番地６
債務者　小松美千代
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

**平成２６年（フ）第２４号**
高知県室戸市室戸岬町5400番地８
債務者　武田　雅尚
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

**平成２６年（フ）第２５号**
高知県安芸市井ノ口乙1385番地
債務者　續宗　正幸
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

**平成２６年（フ）第５８号**
福岡県三潴郡大木町大字八町牟田746―１
大木団地１号棟508号、住民票上の住所福岡県久留米市諏訪野町1792番地１　ユーハイム諏訪野リベックス205
債務者　田中隆子こと　節句田隆子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２６年（フ）第３２２号**
宮崎市高洲町296番地16　ＬＵＸＹマンション105号
債務者　原口　亜希
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第４００号**
鹿児島県日置市伊集院町徳重1596―７　コーポＫＡＹＯ201、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市牟礼岡３丁目19番15号
債務者　山野　由貴
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２６年（フ）第４２１号**
鹿児島県鹿児島市東郡元町14番19―205号
債務者　西村三紀子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２６年（フ）第４２４号**
鹿児島県日置市日吉町山田1876番地
債務者　平　　孝次
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２６年（フ）第１８７号**
長野市稲里町中氷鉋538番地３　ジャルダン大屋203
債務者　齋藤　臣紀
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第１９６号**
長野市伊勢宮２丁目21番53号　プレジール伊勢宮Ａ102
債務者　石橋　忠光
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第１９７号**
長野市篠ノ井布施高田1237番地１
債務者　原山　美好（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第１４３号**
松江市山代町424番地５
債務者　寺本　一志
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第１１５号**
東京都大田区大森東２丁目９―１―702号、申立時の住所広島県呉市郷原野路の里１丁目22番24号
債務者　上福浦香住
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２６年（フ）第２８６号**
兵庫県宝塚市売布３丁目10番７号
債務者　石田　修一
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２６年（フ）第３１９号**
兵庫県伊丹市野間北５丁目４番18号　タウニーＦⅡＢ棟102号、前住所兵庫県伊丹市野間２丁目９番６号　メゾン芝田103号
債務者　手島美智子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２７年（フ）第３号**
兵庫県川西市向陽台２丁目６番地の52、前住所大阪府池田市畑２丁目３番25号
債務者　前田　美香
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２６年（フ）第５５号**
兵庫県宍粟市一宮町安積1346番地８
債務者　井原　佳代（旧姓長谷川・神崎）
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
神戸地方裁判所龍野支部